

村山市監査委員公告 第 6 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 7 日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

1. 監査の対象 生涯学習課
2. 監査の期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 3 月 7 日まで
3. 監査の範囲 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。
地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査結果に関する報告に添えて別添のとおり意見を通知する。

(別添)監査の意見

【意見】

生涯学習課においては、市民会館等の出先機関を多数所掌している。

これらの出先機関において、不具合等の措置を要する事案が発生し、これに係る連絡を受理した場合の「市長等に対する報告、指示、措置事項に係る記録の作成保存」が組織的になされていない状況にある。

人事異動の多い組織にあつて、当該事案に対応した職員の記憶や断片的なメールの保存のみでは、情報の集約、共有により事後における是正、再発防止につなげるといった組織的な危機管理にはつながらないと思料される。

措置を要する事案の発生から措置、事案の終結まで時系列的に視認できる様式を早急に定めて、内部統制の整備と運用の充実、強化に努められたい。